

富山県立大学産学官連携研究費取扱要綱

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山県立大学（以下「本学」という。）において、産学官の連携のもと実用化を目指した研究を推進するための経費（以下「産学官連携研究費」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 産学官連携研究費は、本学における研究活動の活性化を図るとともに地域の産業振興・発展に資するため、優れた研究能力を持つグループの特色ある研究を奨励することを目的とする。

(対象研究)

第 3 条 対象となる研究は、次に掲げるものとする。

(1) プロジェクト研究

実用化の可能性の高い研究で、本学教員が研究グループの代表となり、本学教員、他大学教員、富山県試験研究機関の研究員のいずれかの者と企業の研究員を含めた研究グループによる共同研究

- ① 富山県が競争優位性を持つ産業領域を中心に地域や地元産業界などに多大な貢献が期待できる研究
- ② 日本の産業界や社会全体に多大な貢献が期待できる研究

(2) 先行研究

プロジェクト研究の新たなシーズを探る萌芽的な研究で、本学教員が中心となり、富山県試験研究機関の研究員又は企業の研究員と共同で取り組む研究

(3) 生物・医薬品工学研究センター特別研究

バイオテクノロジーに関連し、実用化の可能性の高い研究で、生物・医薬品工学研究センター職員（生物工学科及び医薬品工学科に所属する者に限る。）が研究グループの代表となり、生物・医薬品工学研究センター研究員、本学の教員、富山県試験研究機関の研究員のいずれかの者と企業の研究員を含めた研究グループによる共同研究

(交付申請資格)

第 4 条 産学官連携研究費の申請者は、本学の常勤教員とする。

2 交付申請を認める件数は、1 人当たり 1 件とする。

(申請手続き)

第 5 条 申請者は、特別研究費計画書（様式 1）を学長に提出するものとする。

(審査会)

第 6 条 申請された研究計画について審査するために、研究費に関する審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会については、別に定める。

(決定等)

第7条 学長は、審査会の審査結果に基づいて、予算の範囲内で採否及び配分額を決定する。

(研究期間)

第8条 産学官連携研究費の研究期間は、1年とする。

(研究1件当たりの金額)

第9条 研究1件当たりの金額は、次のとおりとする。

(1) プロジェクト研究については、10,000千円以内

(2) 先行研究については、5,000千円以内

(3) 生物・医薬品工学研究センター特別研究については、9,500千円以内

(研究内容の変更等)

第10条 研究費の交付を受けた者は、研究費を対象研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

2 研究費の交付を受けた者は、対象研究の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ学長の承認を得るものとする。

(実績報告)

第11条 研究費の交付を受けた者は、対象研究が完了したときは、特別研究費成果報告書(様式2)を速やかに学長に提出するものとする。

(研究費の執行手続き)

第12条 研究費の執行手続きは、教員研究費予算の執行の手続きに準拠するものとする。

(研究成果の公表)

第13条 研究費の交付を受けた者は、研究成果につき論文その他の方法で公表に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。